

○串本町有料広告掲載要綱

平成31年3月18日

告示第17号

改正 令和5年3月27日告示第29号

(趣旨)

第1条 この告示は、町の自主財源を確保するとともに、住民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るため、串本町の資産に掲載する有料広告(以下「広告」という。)の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載物)

第2条 広告を掲載することができるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 町の広報誌「広報くしもと」(以下「広報」という。)
- (2) 町のホームページ(以下「ホームページ」という。)
- (3) 町のスマートフォン用アプリケーション(以下「アプリ」という。)

(広告の範囲)

第3条 広報及びホームページに掲載することができる広告は、町の品位及びイメージを妨げないもの並びに町民に不利益を与えない中立性のあるものとし、次の各号のいずれかに該当するものは掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業等に関するもの
- (3) 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条に規定する貸金業に関するもの
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝、求人広告その他これらに類するもの
- (5) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (6) 虚偽又は誇大な表現で不適切なもの
- (7) 町が推奨していると誤解を招くおそれのあるもの
- (8) その他掲載する広告として適当でないと町長が認めるもの

(広告を掲載しようとする者)

第4条 広報、ホームページ又はアプリに広告を掲載しようとする者(以下「広告主」という。)は、国、地方公共団体及びその他の公共的団体又は町内に事業所等を有する民間企業等とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、広告主になることができない。

- (1) 串本町町税等の滞納に対する特別措置に関する条例(平成29年串本町条例第50号)第2条第3項各号に掲げる町税等(以下「町税等」という。)を滞納しているもの
- (2) その他広告主として適当でないと町長が認めるもの

(広告の規格等)

第5条 広告の規格、枠数、掲載位置、掲載料等は、別に定めるものとする。

(広告主の募集)

第6条 広告主の募集は、広報及びホームページにより行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告主は、串本町有料広告掲載申込書(別記第1号様式。以下「申込書」という。)に掲載しようとする広告の原稿等及び申込みの日から30日以内に発行された納税証明書その他町税等を滞納していないことを証するもの(以下「納税証明書等」という。)を添えて、別に定める期日までに町長に提出しなければならない。

2 広告主は、前項の規定にかかわらず、串本町町税等の滞納に対する特別措置に関する条例施行規則(平成29年串本町規則第49号)第4条第2項に規定する町税等納付状況調査同意書を提出したときは、申込書への納税証明書等の添付を省略することができる。

3 広告の申込みは、一広告主について1月につき1件とする。ただし、同一広告原稿により連続する掲載申込みをすることができる。

4 連続する掲載申込みをする場合は、年度を越えてすることができない。

(広告掲載の決定)

第8条 町長は、前条に規定する広告掲載の申込みがあったときは、次条に規定する串本町広告選定委員会による審査を経て、当該広告の掲載の可否を決定するものとする。

2 町長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を広告主に串本町有料広告掲載決定通知書(別記第2号様式)又は串本町有料広告不掲載決定通知書(別記第3号様式)により通知するものとする。

(審査委員会)

第9条 広告掲載の可否を決定するに当たり、必要な審査を行うため、串本町広告選定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長は企画課長を、副委員長は企画課副課長の職にある者、委員は企画課員をもって充てる。

4 委員長は、委員会を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 委員会の事務局は、企画課に置く。

(委員会の会議等)

第10条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要と認めるときは、会議に関係者の出席を求めることができる。

5 会議を招集する暇がないと委員長が認める場合は、回議により審査を行うことができる。

6 委員長は、第1項の規定により会議を行ったときは、速やかに会議の経過及び結果を町長に報告するものとする。

(広告掲載料の納入)

第11条 広告掲載料は、掲載の決定後、町長の指定する期日までに全額納入しなければならない。ただし、町長が認めたときは、この限りでない。

(広告掲載料の還付)

第12条 広告掲載料は、原則として還付しない。ただし、広告主の責めによらない事由により広告を掲載することができなかつたときは、既納の広告掲載料を還付するものとし、その他の責任を負わないものとする。

2 前項の規定により還付する広告掲載料には、利息を付さない。

(広告掲載の取消し)

第13条 町長は、次の場合は、広告掲載を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載料を納入しなかつた場合

(2) 広告主又は広告内容等が不相当であることが判明した場合

(広告主の責任等)

第14条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 広告原稿等の作成経費は、広告主の負担とする。

(委任)

第15条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(広報くしもと有料広告掲載要綱の廃止)

2 広報くしもと有料広告掲載要綱(平成20年串本町告示第22号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この告示の施行日前に行われた広告掲載については、なお従前の例による。

附 則(令和5年3月27日告示第29号)

この告示は、公布の日から施行する。

別記第1号様式(第7条関係)

串本町有料広告掲載申込書

年 月 日

串本町長 宛

申請者(会社名等)

住所

代表者氏名

電話番号



串本町有料広告掲載要綱第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり申し込みます。

記

1 広告掲載希望媒体 ※希望するものに○をつけてください。	・ 広報くしもと ・ ホームページ ・ スマートフォン用アプリ ()	
2 掲載希望月号 ※広報くしもとへの掲載を希望する場合	年 月号 ~ 年 月号	
3 広告の種類 ※広報くしもとへの掲載を希望する場合	種類	・ 白黒 ・ カラー
	寸法	・ 1種広告(46mm×85mm) ・ 2種広告(46mm×174mm)
4 掲載希望月 ※ホームページ、スマートフォン用アプリへの掲載を希望する場合	年 月 ~ 年 月	
5 リンクするホームページアドレス ※ホームページ、スマートフォン用アプリへの掲載を希望する場合		
6 原稿	別添のとおり	
7 担当者氏名・連絡先	氏名： TEL： E-mail：	
8 承諾事項	串本町有料広告掲載要綱の規定を遵守します。また、広報くしもとへの広告掲載に際しては広報くしもと有料広告掲載基準、ホームページへの広告掲載に際しては串本町ホームページ有料広告掲載基準、スマートフォン用アプリへの広告掲載に際しては串本町スマートフォン用アプリケーション有料広告掲載基準の規定を遵守します。	

別記第2号様式(第8条関係)

第 号
年 月 日

様

串本町長

印

串本町有料広告掲載決定通知書

年 月 日付けで申込みのありました有料広告掲載について、次のとおり掲載することに決定しましたので通知します。

記

- | | |
|----------|---|
| 1 広告掲載媒体 | (1)広報くしもと (2)ホームページ
(3)スマートフォン用アプリ () |
| 2 原稿 | 別添のとおり |
| 3 掲載期間 | (1)広報くしもと
年 月号から 年 月号まで
(2)ホームページ
年 月から 年 月まで
(3)スマートフォン用アプリ ()
年 月から 年 月まで |
| 4 広告掲載料等 | 広告掲載料 円
納 期 限 年 月 日 |

別記第3号様式(第8条関係)

第 号
年 月 日

様

串本町長

印

串本町有料広告不掲載決定通知書

年 月 日付けで申込みのありました有料広告掲載について、次の理由により掲載しないことに決定しましたので通知します。

記

- 1 広告掲載希望媒体 (1) 広報くしもと (2) ホームページ
(3) スマートフォン用アプリ ()
- 2 掲載しない理由

別記第1号様式(第7条関係)
別記第2号様式(第8条関係)
別記第3号様式(第8条関係)